

諸外国における 96 年議定書担保制度の概要

我が国が 96 年議定書に対応する制度を定めるにあたり、既に議定書に対応した制度を持つ諸外国の事例が参考になるものと考えられる。このため、カナダ、イギリス、オーストラリアの各国が定める制度について、各国代表へのヒアリング（2002 年実施）および関連文献等から得た情報を表 1 にまとめた。調査対象とした 3ヶ国が定める 96 年議定書に対応した制度の特徴は以下のとおりである。

なお、ドイツについても別途調査中である。

I. 審査手続全般

(1) 行政と事業者の役割分担

事業者が申請書や処分計画書等を作成し、これを基に行政が許可発給の可否を検討。

（ただし、主な投棄対象物が水底土砂であることから、「事業者」とは民間ではなく港湾管理者などの公的機関である場合が多いものと考えられる。）

(2) 許可期間および許可料

基本的には 1 年。監視計画や管理計画の内容、事業の定期性などが考慮され、長期間の許可が与えられる場合がある。なお、3ヶ国は許可料を賦課している。

(3) 市民関与

全ての調査対象国で、官報等による申請内容の開示あるいは住民参加の機会を設けている。

II. 投棄場所の選択

(1) 行政と事業者の役割分担

投棄場所の選択は、①行政が実施する場合と②事業者が選択し行政が確認する場合の両方の仕組みがある。

III. 潜在的影響の検討

(1) 行政と事業者の役割分担

潜在的影響の検討は、事業者が実施し行政が審査する方式を採用している国が多い。ただし、英国では行政が潜在的影響の検討を行い、その費用を事業者が負担することとなっていいる。

(2) 潜在的影響の検討の対象

投棄場所を選択するにあたって潜在的影響が検討される。ただし、イギリスおよびオーストラリアでは既存の投棄場所の利用が多く、その場合には既存のデータや文献が活用されている。

IV. 監視

(1) 行政と事業者の役割分担

カナダ及びイギリスでは事業者が支払う許可料は、行政が監視を行う資金となっている。

(2) 実施頻度

実施する頻度は、地点の特徴等を考慮して個別に決定される。

表1(1) 諸外国における96年議定書担保制度の概要

項目/国名	カナダ	イギリス	オーストラリア
海洋投入処分を管理する法律	カナダ環境保護法 Canadian Environmental Protection Act, 1999	食料及び環境保護法 Food and Environment Protection Act 1985	環境保護法(海洋投棄) Environment Protection (Sea Dumping) Act 1981
規制が検討できる品目	・しゅんせつ物 ・魚類残渣 ・船舶、航空機及びアラートフォームその他の構造物 ・不活性な無機性の地質学的物質 ・天然由来の有機物質 ・多大な影響を与えることの無い鉄やコンクリートなどから成る粗大廃棄物	ライセンス制となっており、廃棄物その他のものを海洋投入処分する場合は、いかなるものもライセンスを取得することは義務づけられている。実際には、しゅんせつ物と少量の魚類残渣のみにライセンスが発効されている。	・しゅんせつ物 ・船削物 ・人工漁礁 ・埋葬 ・魚類残渣 ・多大な影響を与えることの無い鉄やコンクリートなどから成る粗大物
海洋投入実績(万トン)	1999年 しゅんせつ物：193 産業廃棄物等：179	1999*(IMO, 2002; LC.24/WP.1)より しゅんせつ物：5,684	しゅんせつ物：980
審査手続全般	事業者は、申請書、事業計画(浚渫計画)等を環境省地方事務所(Regional Office of Environment Canada)へ提出する。環境省は RODAC (Regional Ocean Disposal Advisory Committee) と協議するとともに、市民より意見聴取を行つたのち、許可発給の可否を決定する。	事業者は、申請書、処分計画書、許可料等を MEB (Marine Environment Branch) へ提出するとともに、分析サンプルを CEFAS (Center for Environment, Fisheries and Agriculture Science) に提出する。MEB は SFI (The Sea Fisheries Inspectorate) など関係機関と協議の上、許可発給の可否を決定する。	事業者は、申請書、資料採取及び解析データ、許可料等を環境省(Environment Australia) 又は GBRMPA (Great Barrier Reef Marine Park Authority) へ提出する。

表1(2) 諸外国における96年議定書担保制度の概要

項目/国名	カナダ	イギリス	オーストラリア
審査手続全般(つづき)			
申請書記載内容 (しゅんせつ物の場合)	許可申請書には、関係主体、浚渫場所、排出海域、浚渫/処分活動内容、水底土砂の性質、代替的手段の検討などに関する事項について記載することとなっている。	許可申請書には、関係主体、浚渫場所、排出海域、浚渫/処分活動内容、水底土砂の性質、代替的手段の検討などに関する事項について記載することとなっている。	許可申請書には、関係主体、排出海域、浚渫/処分活動内容、処分物の性質、代替的手段の検討、影響仮説、監視(案)などに関する事項について記載することとなっている。
許可発給手続きに要する期間	許可発給までに通常120日を要する。	許可発給までに通常10週間以上を要する。	申請から90日以内に許可発給の可否が決定され通知される。
許可期間	1年間 再許可にあたっては、スクリーニングを行い、今までと同内容である場合には、前回の分析結果が最高4年間有効とされる。	1年間 ただし、許可を受けている場所で定期的に行われる維持しゅんせつなどの場合は、長期間(3年以下)の許可期間を与えることが検討される。	1年、3年、5年 監視計画や管理計画の内容により決定される。
許可料	申請手数料: C\$2,500 モニタリング手数料: C\$ 470 / 1,000m ³ (土砂)	水底土砂の処分量に比例して料金が設定されている。	AU\$5,500、AU\$11,000、AU\$16,500 許可期間の長さや処分物の性状、隣接する海洋環境の繊細さにより異なる。
許可主体	Environment Canada	DEFFRA (Department of the Environment, Food and the Rural Affairs) の Marine Environment Branch(MEB)	所轄の大臣(Responsible Minister)又は代理人(Responsible Minister's Delegate)
施業物防止審査			
廃棄物の排出量削減、再利用・リサイクルに関する検討	事業者が検討結果を申請書に記載	事業者が検討結果を申請書に記載	事業者が検討結果を申請書に記載

表1(3) 諸外国における96年議定書担保制度の概要

項目/国名	カナダ	イギリス	オーストラリア
行政と事業者の役割分担	事業者が投棄場所を選択し、行政が確認する。	行政が投棄場所を選択する。ただし、新規の投棄場所を利用したい場合は、事業者が独自に調査し行政と協議する。	行政が投棄場所を選択する。
投票場所の選択に伴う潜在的影響の検討	事業者が潜在的影響の検討を行い、行政が審査する。	行政が潜在的影響の検討を行うが、それが審査する。	事業者が潜在的影響の検討を行い、行政費用は事業者が負担する。
処分行為に伴う潜在的影響の検討	実施する。 実際には、ほとんどの投棄場所が古くから利用されているため、潜在的影響を検討している地点は少ない。文献調査で地点特性を確認している。	実施する。 ほとんどの投棄場所が古くから利用されており、潜在的影響の検討に必要な基本的データはそろっている。新規投棄場所の場合は新たに調査を実施しデータを得ることが求められる。 既存の投棄場所の大きさは最大でも5~6km ² である。	実施する。 投棄場所の選択に伴う潜在的影響の検討と同時に実施することを義務付けている。
潜在的影響の検討を行う時期	1年ごとにスクリーニングを行い確認している。処分内容に変更がある場合は、その内容について潜在的影響を検討する。	申請時	申請時（基本は1年）

表1 (4) 諸外国における96年議定書担保制度の概要

項目/国名	カナダ	イギリス	オーストラリア
監視			
行政と事業者の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 行政が監視を実施。 事業者が支払う許可料は、行政が監視を行う資金となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が監視を実施。合わせて行政が広域的監視を実施。 事業者が支払う許可料は、行政が監視を行う資金となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が監視を実施。
監視の実施頻度等	<ul style="list-style-type: none"> 実施頻度は、主な処分地点（年間10万m³以上の投棄が行われている地点）については、最低5年に1度のサイクルで監視することとなっており、その他の処分地点では地点の特徴等を考慮して実施されることとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施頻度は地点の特徴等により異なる。 監視の実施手順は、以下のとおり段階方式となっている。 <ol style="list-style-type: none"> 第1段階：物理的事項調査 第2段階：化学的・生物学的事項調査 第3段階：より詳細な化学的・生物学的事項調査 	
市民関与	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画案を、事業が実施される地域の新聞に掲載し、周知する。 また、許可案を官報（Canada Gazette）にて30日間公示し、市民からの意見を聴取する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の意見を直接反映させる制度はないが、申請書（許可前）および許可条件（許可後）はPublic Registerに登録・公示される。 	<ul style="list-style-type: none"> 官報にて申請内容を公示。 NGO、アボリジニ、町のコミュニティ一等に対し参加機会を設けている。